

# エアコンディショナーの製造業者等向けガイドライン (詳細版)

平成 28 年 4 月 公表  
令和 2 年 1 2 月 更新

経済産業省製造産業局  
化 学 物 質 管 理 課  
オゾン層保護等推進室

## 目次

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. エアコンディショナーの製造業者等に対する規制の概要
3. エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項（エアコン判断基準）
4. 製造業者等の環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告等
5. その他の関連規定
  - (1) 「製造等」
  - (2) 「委託」
  - (3) 「指定製品の製造業者等の責務」
  - (4) 「指定製品の製造業者等の講ずべき事項」
  - (5) 「勧告及び命令」
  - (6) 「表示事項」
  - (7) 「主務大臣による指定製品等の製造業者等への協力要請」
  - (8) 「報告の徴収」
  - (9) 「立入検査」
  - (10) 「資料の提出の要求」
  - (11) 「罰則」
6. 参考資料
  - (1) エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件

## 1. 本ガイドラインの位置づけ

エアコンディショナーの製造業者等向けガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、エアコンディショナーの製造業者等（エアコンディショナーを①自ら製造、②自ら輸入、③製造・輸入を他者に委託する行為（以下、「製造等」という。）を業として行う事業者。本ガイドラインでは「製造業者等」とする。）を対象として、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）及び政省令等の考え方や、エアコンディショナーの製造業者等向けの対応を中心に解説したものである。

なお、指定製品の考え方については、6. (3) を参照のこと。

## 2. 製造業者等に対する義務の概要

(1) 指定製品の製造等を行う製造業者等（は、国全体でのフロン類の使用の合理化（法第 2 条第 6 項）のため、国によるフロン類の使用見通し等を踏まえ、フロン類の製造を行う者等の関係者と連携して、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化により、自らが製造するエアコンディショナーの環境影響度の低減に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響を与えないことを達成（いわゆるノンフロン・低 GWP 化）した製品については、その状態を維持する必要がある。

なお、製造業者等が家庭用に用いるものとして製造したエアコンディショナー（以下、「家庭用エアコン」という。）は、法第 2 条第 2 項に規定する「フロン類使用製品」であり、同項及びフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（（平成 13 年政令第 396 号）。以下「令」という。）第 1 条第 1 号の規定に基づく「指定製品」であるが、法第 2 条第 5 項に規定する「特定製品ではない（業務用のエアコンディショナーではないため）」。従って、家庭用エアコンには法第 5 条第 2 項及び同第 15 条以下に規定される管理者の義務は課されない。

製造業者等に対しては、国が定める「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」（以下、「エアコン判断基準」という。）において規定する、①製品の区分毎に定められた目標年度までに、使用するフロン類の環境影響度の数値を低減し、②法第 91 条の規定に基づき、その達成状況の報告、③法第 14 条に基づきエアコン判断基準により定められた表示、の義務がかかることとなる。これに反する場合は、法第 13 条及び第 15 条に基づき、是正等の勧告を受ける場合がある。

(2) 主務大臣は、指定製品を以下の表に掲げた製造台数以上製造する製造業者等については、法第 91 条に基づき、環境影響度の目標値の達成状況や製造業者等に課された責務について、目標年度の翌年度に報告を求める。本報告内容については、とりまとめの上、審議会

への報告及び公表を行うこととしている。また、「エアコン判断基準」に照らして、製造業者等が、フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、①使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告、②当該勧告に従わなかった場合には、その旨の公表、③公表後におお措置をとらなかつた場合には、審議会の意見を聴き、勧告に係る措置をとるべきことの命令、を実施する。

目標値の達成状況等について、中間年度等における達成状況の中間報告等は求めないが、報告対象となる製造業者等は、自社が製造等をするエアコンディショナーについて、定められた目標年度において環境影響度の目標値が計画的に達成できるよう、任意の方法で自主計画を策定し、自主管理することが望ましい。

また、法第93条において、「資料の提出の要求」が定められている。本規定では、主務大臣は、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、製造業者等に対して、必要な資料の提出及び説明を求めることが可能となるため、この観点からも、自主計画の策定及びその管理が望ましい。

表1

エアコンディショナー	家庭用エアコンディショナー	8千台
	店舗・事務所用エアコンディショナー	600台(中央方式エアコンディショナーのうち遠心式の圧縮機を用いるものは一台)
	自動車用エアコンディショナー	4千台

なお、次に説明する製品は、指定製品の目標値・目標年度の設定がされていないものとなる。

①家庭用エアコンのうち、

- ・一体型で窓又は壁を貫通して設置される構造のもの。  
→一般にウインド形、ウォールスルーフ形等と呼ばれるものが該当する。
- ・主に除湿・加湿又は乾燥をするために設計されたもの(空気清浄機能を有するものを含む)  
→具体的には除湿機、加湿機、浴室乾燥機等といった製品が該当する。
- ・高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ換気装置と連動した制御を行うもの(いわゆる全館空調)

②業務用エアコンのうち

- ・室内機が床置形のもの
- ・電気以外のエネルギーを暖房の熱源とするもの(冷房は電気で行い、暖房の熱源にガス・石油等の燃焼熱を利用する製品等)

- ・機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理、農作物保存育成（専用設計の工場用・作業室用等の空調や、温室に暖気を送り込むために使用するもの等）を行うため温度制御機能又は除塵性能をもつもの。  
→そのような用途向け専用に設計・開発を行ったものが対象で、汎用の業務用エアコンをこののような用途に使用する場合は該当しない。
- ・いわゆるスポットエアコンディショナー
- ・法定冷凍能力が3冷凍トン以上のもの
- ・業務用の分離型であって1台の室外機に2以上の室内機を接続して用いるもので各室内機を個別に制御するもの（いわゆるビル用マルチエアコンディショナー（ビルマル）やパッケージエアコンと呼ばれるもの）
- ・除湿・加湿又は乾燥をするために設計されたもの（除湿機、加湿機等）
- ・圧縮機を内燃機関（エンジン）により駆動するもの（ガスエンジンヒートポンプ（GHP）や、灯油を燃料とするエンジンを使用したもの（KHP）が該当する）
- ・中央方式エアコンディショナー（間接膨張式のエアコンディショナー用の容積圧縮式又は遠心式の圧縮機（ターボ冷凍機等）を用いる冷凍機であって、蒸発出口における水又はブラインの温度の下限値が-10°Cより低温のもの。）
- ・厨房においてスポット冷房として使用するもの、粉じん汚染物質環境下で使用するもの、エレベータの乗用・積載用かごの中を冷却するもの、化学プラント等の製造工程で製品を直接冷却する用途など、特殊な分野で特定部分のみを冷却するための専用品として製造・使用するもの
- ・冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものも含む）を持つもの  
→氷蓄熱式エアコンディショナー（商品名：エコアイス）等が該当する。
- ・一体型で窓又は壁を貫通して設置される構造のもの  
→ウインド形、ウォールスルーフ形等と呼ばれるものが該当する。

③輸送機関用エアコン等のうち、

- ・自動車用エアコンのうち、乗車定員が11人以上の乗用自動車用（バス等）のもの及び乗用自動車用以外（トラック等）のもの
- ・建機、農機用エアコンディショナー（例えばショベルカー、ブルドーザー、コンバイン等に搭載されているもの）
- ・船舶用空調機器（別途、船舶関係法令により措置される）
- ・鉄道用空調機器（別途、鉄道関係法令により措置される）

（3）製造台数が（2）の表1の基準に該当しないときは、主務大臣による取組促進の勧告が行われることは、原則としてないが、環境影響度の目標値の達成や3.に示す「エアコンディショナーの製造業者等の責務」に応じた製品への表示義務等の遵守に努める必要があるため、これらの事項について事業者の主体的な取組が必要となる。

### 3. エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項（エアコン判断基準）

エアコンディショナーの製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定める件（平成 27 年経済産業省告示第 50 号）に規定する内容は以下のとおり。

（具体的な規定は 6. （1）を参照のこと）

#### 「環境影響度の目標値及び目標年度」

対象となる製造業者等は、以下の表の区分ごとに、目標年度以降に国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度について、製造業者等ごとに出荷する製品の環境影響度を出荷台数で加重平均した値が、各区分毎に定められた目標値を上回らないようにすることとされている。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー	750	2018
店舗・事務所用エアコンディショナー	一日の冷凍能力が三トン未満のもの 750 一日の冷凍能力が三トン以上のもの（次号に掲げるものを除く。） 750	2020 2023
自動車用エアコンディショナー	中央方式エアコンディショナーのうち、遠心式の圧縮機を用いるもの 100 150	2025 2023

○加重平均の考え方：ある区分において、目標基準を達成したか否かの考え方は以下のとおりである。

使用されているフロン類の種類	国内向け出荷台数	環境影響度
A	X	Ea
B	Y	Eb
C	Z	Ec

（フロン類の種類及び環境影響度は「フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件」（平成 27 年経済産業省・環境省告示第 54 号）（通称：GWP 告示）の規定によることとする。）

当該区分における環境影響度の加重平均値（Eav.）

$$Eav. = (XEa + YEb + ZEc) / (X + Y + Z)$$

Eav. を目標値と比較して達成の可否を判断する。

## 「エアコンディショナーの製造業者等の責務」

- 1 エアコンディショナー（指定製品であるものに限る。第二2及び3において同じ。）の製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低GWP化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集・提供等に努めるものとする。
- 2 エアコンディショナーの製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、施工事業者等とも連携し、フロン類の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するとともに、これら的情報を開示し、消費者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努めるものとする。
- 3 エアコンディショナーの製造業者等は、施工事業者等とも連携し、エアコンディショナーの管理者や消費者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

## 「表示事項等」

エアコンディショナー（指定製品であるものに限る。）については、原則として本体、カタログ等のそれに次の事項を表示することが必要となる。

### ＜本体への表示事項＞

使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度

品名及び形名

製造業者等の氏名又は名称

### ＜カタログへの表示事項＞

本体への表示事項

目標値及び目標年度

ただし自動車用エアコンディショナーについては、表示事項は次のとおりとなる。

### ＜本体への表示事項＞

使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度

当該製品が搭載される乗用自動車の製造事業者等の氏名又は名称

### ＜カタログへの表示事項＞

本体への表示事項

当該製品が搭載される乗用自動車の車名及び型式

目標値及び目標年度

#### 4. 製造業者等の環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告等

##### (1) 「目標年度までの取組状況報告」

「エアコン判断基準」に定められた指定製品毎の目標年度が到来した際には、「目標年度における目標値の達成状況の報告」が必要となる。

目標年度までの中間年度等、目標年度に到達しない時点における達成状況等の報告に関する徴収は、原則求めない。

製造業者等は、目標年度が経過し、主務大臣から目標値の達成状況に係る報告徴収の指示があった場合は、当該指示があった日から遅滞なくその達成状況について報告を行うことが必要である。

【様式】

自ら製造等を行うエアコンディショナー（指定製品であるものに限る）に関する環境影響度の目標値の達成状況等に係る報告（目標年度（20〇〇年度）までの取組状況）

年　月　日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者氏名

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 91 条の規定に基づき、令和◆年◆月◆日付けで報告を求められた、20〇〇年度末における製造等を行うエアコンディショナーに関する環境影響度の目標値の達成状況等を報告します。

備考

1. 本件はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 14 号）第 91 条（報告の徴収）に基づく報告の様式です。記入にあたっては、参考資料（エアコンディショナーの製造業者等に関する判断基準（平成 27 年経済産業省告示第 50 号））を十分に確認し、正確にご記入下さい。
2. 同条に基づく報告徴収に関する報告をしない者、若しくは虚偽の報告をした者には、同法第 107 条第 2 号の規定により 20 万円以下の罰金に処せられます。

製造事業者等	
製造事業者等の 氏名又は名称	
代表者名	
住 所	(〒 - )
記入担当者	
記入日	令和 年 月 日
担当者名	
担当部署名	
住 所	(〒 - )
電話番号	
FAX番号	
E-mail アドレス	

**調査1：20〇〇年度末における製造等を行うエアコンディショナーに関する環境影響度の目標値の達成状況等について**

貴社が製造等を行うエアコンディショナーの種類毎の目標年度における、エアコンディショナーに関する環境影響度の目標値の達成状況について、その内容を下記空欄にご記入下さい。

指定製品の品目名 (平成27年経済産業省令第29号第3条表1の中欄に掲げる品目)	
当該指定製品の品目における加重した環境影響度	

(参考)

当該品目に使用されるフロン類の種類	環境影響度(GWP)の合計(単位:万CO <sub>2</sub> -t)
合計	

(注)

製造する指定製品の目標年度末における環境影響度の達成数値を指定製品の品目（経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第27号）第3号に定められたもの）毎に記載して下さい。

環境影響度の達成数値の計算過程、根拠データについては、その詳細についてヒアリング、あるいは審議会の場において委員への開示及び説明を求めることがあります。

（「使用フロン類の種類」は、「フロン類及びフロン類代替物質の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数を定める件（平成27年経済産業省告示第54号）」（通称：GWP告示）の規定に準じ記載すること。混合物の場合は、その構成成分毎に分離して記載すること。GWP告示に記載のないものについては、物質名（化学名、通称等）、別名（例えばR-100等）いずれでも差し支えない。）

## 調査2：表示事項義務等に関する取組事項の状況について

「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件」第2及び第3に規定した、フロン類の使用の合理化のための取組や指定製品毎の表示に関する事項について、進捗状況や成果について具体的に記載して下さい。

＜具体的な取組内容＞

### 【解説】

調査1及び調査2については、記載する内容や記載項目の考え方は、（2）で記載したとおり。

なお、本様式に記載された内容は、原則として公表対象となる。

## 5. その他の関連規定

エアコン等、指定製品を含むフロン類使用製品の製造事業者等に関連する法及び政省令等についての規定内容等は以下のとおり。

### (1) 「製造等」

法第2条第7項第1号から第3号において、「製造等」とは、以下の3区分と定義されている。

- ①フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託を受けて行うものを除く。）
- ②フロン類若しくはフロン類代替物質又はフロン類使用製品を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- ③前2号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

### (2) 「委託」

法第2条第7項第3号に規定される、「委託」の考え方については、製造業者等と購入者間の取引が、「委託製造」、「委託行為を伴わない商品購入」のいずれかであるかは、一義的には当事者の協議により判断する。ただし、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、以下を目安として、判断することが望ましい。

◆一般に「委託」とは、本来自らが行うべき行為を他人に依頼して代わりにしてもらうことを指し、特に「製造委託」に関しては「自社の仕様によって資材及び製品を、外注先へ製造依頼又は加工依頼する活動（JIS Z8141-7202）」を指すことと解されている。委託をされる側（受託者）が実施する行為は、委託をする側（委託者）が本来行うべき行為の代替となることから、受託者による受託業務の実施に関して、委託者が一定以上の関与をすることが出来るような契約を締結していることが通例であると考えられる。

◆このため、法における製造委託の解釈に際して、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、製造者と購入者の間で締結される契約において、委託契約に特徴的な下記の事項に係る特別な規定が複数（3つ以上）ある場合を委託契約と判断することを目安とする。

- ①製品の製造、加工、荷造、在庫、輸送などに関する指示に従って製造を行うべき定めに関する事項（業務指示）
- ②製品の製造、加工、荷造、輸送等に関する事項（技術指導）
- ③原材料（又は荷造材料）の供給に関する事項

- ④機械、機具、治具、工具等の貸与若しくはそれらの維持管理責任に関する事項
- ⑤原料、半製品、製品等に関する所有権に係る事項
- ⑥引渡完了前の棚卸資産に生じた滅失、毀損等損害の負担に関する事項（危険負担）
- ⑦委託製造に係る製品又は競合品の第三者への販売の禁止に関する事項
- ⑧製品製造に係る知財権の許諾に関する取り決めに関する事項

（3）「指定製品の製造業者等の責務」

法第4条第2項において、フロン使用製品のうち指定製品の製造業者等の責務が規定されており、具体的には、法第3条第1項に基づき定められる「指針（フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号））」に従い、指定製品の製造業者等は、フロン類代替物質の開発等の必要な措置を講じるよう努めることと併せて、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化（法第2条第9項）のために講ずる施策に協力しなければならないとされている。

（4）「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」

法第12条第1項において、主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品毎に、製品に使用するフロン類の環境影響度の低減についての判断基準を定め、これを公表することとしている。

この判断基準については、（3）で示した「指針」に即して、使用されるフロン類の環境影響度が最も小さいものの状況や環境影響度低減のための技術開発の見通しその他の事情を勘案して定めることとしており、事情の変動に応じて必要な改定をするものとしている（法第12条第2項）。また、環境大臣及び経済産業大臣は、フロン類の排出の抑制のため特に必要があると認めるときは、判断基準に関し、主務大臣に対して、意見を述べることがある（法第12条第4項）。

（5）「勧告及び命令」

法第13条第1項において、主務大臣は、生産量又は輸入量が主務省令（経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成27年経済産業省令第29号）第2条）で定める要件に該当する指定製品の製造業者等が、製造等を行う指定製品について、使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があるときは、当該指定製品であるエアコンディショナーの製造業者等に対して、目標を示して、当該指定製品の使用フロン類の環境影響度の低減を図るよう勧告することがある。

また、法第15条第1項に基づき、主務大臣は、指定製品であるエアコンディショナーの製造業者等に対して、（5）に基づく表示をしていないと認めるときは、指定された表示を行う

よう勧告があることがある。

さらに、主務大臣は、法第15条第2項により、勧告を行った指定製品製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるようになっている。

その上で、勧告に従わない場合の公表の後、なお、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつた場合で、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会であつて政令で定めるもの（令第2条）（産業構造審議会）の意見を聴いて、当該製造業者等に対し、勧告した措置をとるよう命ずることがある（法第15条第2項）。

#### （6）「表示事項」

主務大臣は、法第14条第1項において、指定製品の製造業者等がその製造するエアコンディショナーに使用するフロン類の環境影響度の表示方法その他遵守事項について定めて公表する。

#### （7）「主務大臣による指定製品等の製造業者等への協力要請」

法第90条において、主務大臣は、指定製品、特定製品の製造業者等に対して、国の責務にのっとり講じる措置並びに「教育及び学習の振興等（法第97条）」、「研究開発の推進等（法第98条）」の規定により講じる措置に関し、フロン類に係る技術的知識の提供、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する啓発及び知識の普及その他フロン類の使用の合理化並びに特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するために必要な協力を求めるように努めることとしている。

#### （8）「報告の徴収」

法第91条において、主務大臣は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより（施行令第5条第1項、第2項）、指定製品の製造業者等に対して、フロン類の製造等の業務の状況に關し報告を求めることがある。

#### （9）「立入検査」

法第92条第1項において、主務大臣は、法の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより（施行令第6条第1項）、その職員に、指定製品の製造業者等の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り資料を無償で収去せることがある。

この立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

また、この立入検査及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものではない（法第92条第2項、第3項）。

(10) 「資料の提出の要求」

法第93条において、主務大臣は、この法の目的を達成するため必要があるときは、指定製品製造業者等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることがある。

(11) 「罰則」

法第104条において、(6)「勧告及び命令」で述べた、主務大臣が、産業構造審議会の意見を聴いて、指定製品の製造業者等に対して行った勧告に係る措置命令を行った際に、当該措置命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられる。

法第107条第2号及び第3号において、(8)「報告の徴収」で述べた報告をしなかった者、又は虚偽の報告をした者、(9)「立入検査」で述べた検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処せられる。

また、法人の代表者、法人等の代理人、従業員等が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同様の罰金刑を科する（法第108条）。

## 6. 参考資料

### (1) エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項を定める件

○経済産業省告示第 50 号（平成 27 年 4 月 1 日制定、平成 31 年 1 月 16 日最終改正）

#### 第一 環境影響度の目標値及び目標年度

##### 1 家庭用エアコンディショナー

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 27 年経済産業省令第号。以下「規則」という。）第 3 条に規定する家庭用エアコンディショナー（以下単に「家庭用エアコンディショナー」という。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項に規定する者をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の環境影響度（地球温暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成 27 年経済産業省告示第 54 号）で表されたものをいう。以下同じ。）の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー	750	2018

##### 2 店舗・事務所用エアコンディショナー

規則第 3 条に規定する店舗・事務所用エアコンディショナー（以下単に「店舗・事務所用エアコンディショナー」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
店舗・事務所用エアコンディショナー	一 一日の冷凍能力（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第三項の規定に基づき算定されたものをいう。以下同じ。）が三トン未満のもの	750
	二 一日の冷凍能力が三トン以上のもの（次号に掲げるものを除く。）	750
	三 中央方式エアコンディショナー（冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであつ	100

て、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のもの。) のうち、遠心式の圧縮機を用いるもの		
---	--	--

### 3 自動車用エアコンディショナー

規則第3条に規定する自動車用エアコンディショナー（以下単に「自動車用エアコンディショナー」という。）の製造業者等は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品のフロン類等の環境影響度の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度の目標値	目標年度
自動車用エアコンディショナー	150	2023

### 第二 指定製品の製造業者等が取り組むべき事項について

1 エアコンディショナー（指定製品であるものに限る。第二2及び3において同じ。）の製造業者等は、フロン類の製造業者やフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、フロン類を使用しない製品や環境影響度の低い冷媒等を用いた製品の開発及び商品化に努めるものとする。また、オゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないこと（ノンフロン・低GWP化）を達成した製品群については、その状態を維持するものとする。さらに、開発した製品の安全性等の関連情報の収集・提供等に努めるものとする。

2 エアコンディショナーの製造業者等は、製品の設計及び製造等に当たっては、施工事業者等とも連携し、フロン類の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ等に配慮するとともに、これらの情報を開示し、使用者の商品選択の際の参考情報として活用できるよう努めるものとする。

3 エアコンディショナーの製造業者等は、施工事業者等とも連携し、エアコンディショナーの管理者や消費者にもフロン類使用製品に係る使用の合理化や管理の適正化への取組の必要性について容易に理解が可能な表示の充実に努めるものとする。

### 第三 表示事項等

次の表の第1欄に掲げる製品の製造業者等は、同表の第1欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事項を表示するものとする。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
家庭用エアコンディショナー	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度 ②品名及び形名	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度	・フロン類等の数量は、キログラム単位で表示すること（ただし、当該製品に使用されたフロン

	③製造業者等の氏名又は名称		類等の数量が1キログラム未満の場合は、グラム単位で表示することができる。)
店舗・事務所用エアコンディショナー	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ②品名及び形名 ③製造業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度	・フロン類等の数量は、キログラム単位で表示すること（ただし、当該製品に使用されたフロン類等の数量が1キログラム未満の場合は、グラム単位で表示することができる。）
自動車用エアコンディショナー	①使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ②当該製品が搭載される乗用自動車の製造事業者等の氏名又は名称	・本体への表示事項 ・当該製品が搭載される乗用自動車の車名及び型式 ・目標値及び目標年度	・フロン類等の数量の単位は、グラム単位で表示すること

